



いちご一会とちぎ国体冬季大会開催 100 日前記念 P R 動画制作業務委託仕様書



1 業務委託名

いちご一会とちぎ国体冬季大会開催 100 日前 P R 動画制作業務委託

2 事業の目的

いちご一会とちぎ国体冬季大会(以下「冬季大会」という。)開催まで 100 日を記念して「いちご一会とちぎ国体冬季大会開催 100 日前記念 P R 動画」(以下「P R 動画」という。)を制作し、冬季大会開催の機運の醸成を図るとともに、日光市、競技団体等と連携し、冬季大会実施競技の魅力を発信することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和 3 (2021)年 11 月 16 日 (火) まで

4 通則

- (1) 受託者(以下「乙」という。)は、本業務を実施するに当たり、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会(以下「甲」という。)に業務実施計画書を提出し、甲乙協議の上、内容の詳細を決定すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、「第 77 回国民体育大会広報基本方針」及び「第 77 回国民体育大会広報基本計画」並びに「第 77 回国民体育大会県民運動基本方針」及び「第 77 回国民体育大会県民運動基本計画」の趣旨を尊重すること。
- (3) 本 P R 動画は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開催 1 年前及びいちご一会とちぎ国体冬季大会開催 100 日前イベントと関連した事業となる。制作にあたっては、当イベントとの連携を図りながら、多くの県民に P R 動画を視聴してもらえるよう工夫すること。
- (4) 乙は、本業務が完了した場合には、速やかに、甲に業務完了報告書を提出すること。

5 P R 動画の構成及び内容

【コンセプト】

冬季大会開催への機運醸成が図れると共に、冬季大会開催競技への興味・関心を高めることができる内容とすること。

幅広い世代の方々に親しみやすい映像で、わかりやすい構成とすること。

また、「プラオレ!メディアミックスパートナーズ」制作のアニメ「プラオレ!(PRIDE OF ORANGE)」を構成の軸とし、これまでスポーツに関心のなかった方々にも冬季大会開催競技に興味を持ってもらえる内容とすること。

また、構成及び内容については、最低限以下の(1)～(4)を取り入れて制作すること。

(1) 収録時間

30分程度

(2) 動画全体のナビゲーター

「プラオレ！メディアミックスパートナーズ」制作のアニメ「プラオレ！（PRIDE OF ORANGE）」のキャラクター及び声優により、動画全体を進行する作りとすること。

(3) 中心となる内容

冬季大会開催競技となるスケート競技（スピード・ショートトラック・フィギュア）及びアイスホッケー競技とはどんなスポーツか、各競技の魅力を伝える内容とすること。

また、その実写映像は、可能な限り改修工事終了後の日光霧降アイスアリーナで撮影された映像とし、各競技のアスリートを出演させた内容とすること。

さらに、イメージソング「いちご一会」に合わせて踊るダンス「いちご一会ダンス」のアレンジを氷上で演技する「いちご一会ダンス on ICE」を実現可能な団体に依頼し、収録すること。

(4) 冬季大会開催前メッセージ

栃木県知事及び日光市長の冬季大会開催前メッセージを撮影し、動画内の適切なタイミングで配置すること。

6 納品する成果物

(1) MP4データファイル

(2) （レーベル印刷済み・ケース付き）DVD 200枚

7 納品期限

令和3（2021）年10月12日（火）

8 協議、打合せ等

本業務における協議は、業務着手時（1回）、中間打合せ（10回）及び最終打合せ（1回）の計12回行うものとする。

なお、中間打合せの回数は、協議の上、変更できるものとする。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 撮影時の安全対策及び感染症対策には十分注意し、撮影及び準備作業等により第三

者及び器物に損害等を与えた場合は、乙の責任において速やかに処理すること。

- (2) この業務により、造営物その他に損傷を与えた場合には、乙の責任において原形に復すること。
- (3) 本業務における制作物の著作権は、県に帰属するものとする。
- (4) 制作した動画を様々な場面で放映・配信できるよう、出演者の肖像権及びアニメ「プラオレ」の著作権については、乙の負担で処理を行うこと。
- (5) 成果物に関して、乙以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて乙の責任とすること。
- (6) その他

ア 関係者・関係機関との密接な調整

甲のほか、関連業者等、本業務の関係者・機関と常に良好な関係を保ち、調整を要する事項についてはあらかじめ密接な調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

イ 許認可等の手続き

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。

また、履行に当たって必要な許認可等をあらかじめ把握し、乙において処理できる手続きは、関係機関への手続きを乙の負担において遺漏なく行うこと。乙において処理できない手続きについては、甲と調整すること。

ウ 個人情報の取り扱い

業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。

エ 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。